別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1～15　［略］	1～15　［略］
16　土堤の基準	
一～四の三　［略］	一～四の三　［略］
四の四　第三十一条第四号の四の鉄筋コンクリートで補強する土堤	四の四　鉄筋コンクリートで補強する土堤の補強部分の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
五　第三十一条第五号の土堤の材料	五　土堤について、火薬類の爆発の際火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用していることを目視等又は図面により検査する。
六　第三十一条第六号の堤脚を土留とする土堤	六　堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
七　第三十一条第七号の土堤を兼用するときの通路	七　土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視等により検査する。
八　第三十一条第八号の土堤の堤面	八　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる検査項目	一　前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二～四　［略］	二～四　［略］
18　［略］	18　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1～15　［略］	1～15　［略］
16　土堤の基準	
一～四の三　［略］	一～四の三　［略］
［新設］	［新設］
五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五　堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六　土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視等により検査する。
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	一　前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二～四　［略］	二～四　［略］
18　［略］	18　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。